

令和 5 年 6 月 26 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K02100

研究課題名(和文) オーストラリアにおける支援付き意思決定の制度展開と支援モデル開発に関する基礎研究

研究課題名(英文) The basic system of supported decision-making in Australia and the development of support models

研究代表者

名川 勝 (Nagawa, Masaru)

筑波大学・人間系・講師

研究者番号：60261765

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：オーストラリアにおける成年後見制度や障害福祉サービスの改革を踏まえた成年後見制度ならびに意思決定支援の在り方について、ニューサウスウェールズ州とヴィクトリア州の動向を中心に調査した。またリスク・イネイブルメント(日本語「リスクの捉え直し」)について国内での研修プログラムを開発実施した。

結果、NDIS(オーストラリアにおける障害福祉サービス提供の制度)におけるノミネー(代行決定ではない本人意思反映を行う者)などの意義や、リスクの捉え直し研修の適用可能性などを成果として得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

オーストラリア(豪州)は国連・障害者権利条約批准後の勧告などを受けて連邦としての意思決定原則を作成しており、これを受けてヴィクトリア州は成年後見制度の改正を行った。このような中であって筆者らが研究期間中に整理した議論は、後見制度と意思決定支援ならびにNDISがどのように影響し合いながら進められたかについて示唆を与えることが出来た。

また福祉的な側面に目を向けるなら、サービス提供現場での意思決定支援に関する具体的なプログラムや研修はあまり多くなく、これを日本の文化に向けて検討し、実践に向けて開発を進める筆者らの成果は、日本における意思決定支援のあり方に実際的な知見と提案を与えうるものである。

研究成果の概要(英文)：The authors investigated the adult guardianship system and supported decision-making system in Australia, focusing on New South Wales and Victoria trends in light of the reform of the adult guardianship system and disability welfare services. A training programme on risk enablement was also developed and implemented in Japan.

As a result, several significant reforms were identified in Victorian guardianship law, and legislative changes to decision support were also being considered in New South Wales. The significance of nominees in the NDIS (the National Disability Insurance Scheme) and the applicability of risk enablement training were also identified as outcomes.

研究分野：社会福祉学

キーワード：意思決定支援 知的障害 リスク オーストラリア NDIS

1. 研究開始当初の背景

国連で採択された障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の第12条は、批准国に対して、代行決定を認める法律の廃止と、それに代わる支援付き意思決定の仕組みの開発を求めている。いっぽう国内では成年後見制度利用促進法が制定されるなか、今後の意思決定支援の在り方が求められていたところであった。

オーストラリアはALRC(Australian Law Reform Commission)による報告書(2014)を受けて意思決定支援に関する原則の見直しが進められるとともに、障害福祉サービスの改革(NDIS)により本人意思を尊重した制度の実施が取り組まれており、意思決定支援についても具体的な実践の成果が現れていた。これらの動向ならびに実践の成果を知ることは、日本にとっても大きな意義を持つと考えられた。

2. 研究の目的

上記の背景から、オーストラリアにおける成年後見制度や障害福祉サービスの改革を踏まえた意思決定支援の在り方について、制度的、実践的な側面から明らかにすることを目的とした。研究助成期間においては、代行決定の代替について、具体的な支援付き意思決定(supported decision making)について検討するとともに、日本における適用についても取り組んだ。

3. 研究の方法

日本より早く障害者権利条約に批准し、国内の代行決定の法改正に着手すると共に、障害サービスの改革として全国障害保険計画(National Disability Insurance Scheme:以下NDIS)に取り組んでいたオーストラリアに着目し、①オーストラリア国内の代行決定の法律の改正の方向性、②障害サービスに取り入れられたノミネー(nominee)について、③リスクイネイブルメント(risk enablement)、④エンパワメントについて文献研究、現地調査、ヒアリング等を行った。

また研究の後半では、リスクイネイブルメントについて得られた知見を踏まえ、⑤日本での研修プログラム開発と実践を行ってその成果を検証した。

4. 研究成果

以下、制度的な成果と研修プログラム開発検討を中心に述べる。

1) オーストラリアの成年後見法と障害福祉サービス(NDIS)、ならびに関連事項

上述①のオーストラリア国内の代行決定の法律改正の方向性については、先行しているニューサウスウェールズ州とヴィクトリア州の動向の検討を行った。両州ともに、障害者権利条約の理念を取り入れ、ニューサウスウェールズ州は名称を意思決定支援法とすることが検討されていた。またヴィクトリア州では2019年に財産管理法を含む成年後見法が改正され(2020年施行)、連邦の意思決定原則を反映した制度の変更があった。ひとつには、CRPDとその一般的意見1号でも強調されていた「意思と選好の最前の解釈」を踏まえた本人の選好を審判過程に含めるものである。結果、審判所(tribunal)においても一定の研修が行われるとともに、本人の選好を聴取する様式が作成され活用され始めていた。もうひとつはsupportive guardianやsupportive administratorの新設であり、本人意思を尊重した対応が期待されていた。ただしヒアリングで実際の適用成果を確認するも、制度開始から日が浅いということで十分な資料が無いとされた。この点は今後改めて調査していく必要がある。

NDISでは、より個人のニーズに対応するために個人予算の仕組みが導入されるとともに、代行決定人の代替としてノミネーを定めていた。後見制度の改正のみならず、障害サービスでも代行決定に代わる仕組みを導入する点は学ぶべき点であろう。そのため②に関連してノミネーにインタビューを行い実際の様子を伺った。障害サービスだけではなく、金融機関、行政機関それぞれでノミネーの登録が必要で、日本の成年後見制度のように、家庭裁判所に登録をすることで本人の生活すべてに後見の権限を持つわけではない。その背景には、個人情報保護があるという。ノミネーも登録をすることで本人の個人情報にアクセスする権限を持つが、その権限を分散させることが重要だという示唆を得た。

③について、ニューサウスウェールズ州で行われているリスクイネイブルメントの研修資料の検討を行った。歴史的には90年代より英国の認知症ケアの分野から発想が始まり認識が広ま

った考え方であり、オーストラリアでも制度改革の進展に伴って導入されつつあることが確認された。NDIS による個人予算の導入や本人の自己選択を尊重することは、リスクと向き合うことでもある。これまでリスクを避ける傾向が強かった障害サービスの領域において、リスクはあるものとして捉え、リスクをマイナスのみに捉えず、プラスに捉えて積極的に向き合おうとする意識の変革が求められていた。またヴィクトリア州の La Trobe 大学ではリスクイネイブルメントに関する職員向け研修プログラムが開発されており、英国等のプログラムと比べても実践的であると考えられた。そのため開発者とも協議・調整のうえ、日本での適用と実施を目指した。その成果は後節で述べる。

④は、本人の気持ちや考えを引き出すためのツールに着目した。知的障害の関係者団体が開発した自分を知るための質問カード“Me360”の検討を行い、本人の意思を引き出す上で、(a)自分にとって重要なこと、(b)自分の強み、(c)目標、(d)生活と学校、(e)支援、(f)発言、(g)選択から構成されており、それぞれの質問が書かれている。カードのようなコミュニケーションのためのツールを用いることも、知的障害者にとっては有効であると考えられ、国内版の作成や活用が今後の課題である。

2) リスクイネイブルメントに関する国内での研修

研修プログラムは Bigby, Douglas and Vassallo (2018) を基本としつつ、演習用の事例シナリオは日本側で作成したものをを用いた。構成としては、JIS Q 31000:2010 (ISO 31000:2009) に基づくリスクの確認を行ったのちに、リスクに関する考え方とその対応について講義と演習を通じて学ぶものである。risk enablement は「リスクの捉え直し」と日本語化し、また enablement という言葉が馴染みにくいことと、ポジティブさを強調することから、研修では同用語と併用されることの多い Positive Risk Taking の言葉を用いた。

研修は全体としては5つのモジュールで構成されるが、時間的制限のために、1～4モジュールを中心に、3時間×2回程度のプログラムに圧縮して実施した。すなわちモジュール1「リスクとは、リスクの導入」、モジュール2「リスクの捉え直し」、モジュール3「リスクを捉え直すための主要な4要素」、モジュール4「リスク捉え直しの実践」として組み立てた。ここでポイントとなるのが、主要4要素と現場実践のための4条件であったため、事例演習もこれらの各要素を紹介する流れとした。

【主要4要素 The Four Essentials of Risk Enablement】
先ずポジティブに応答する (Putting Positive First)
事前的に (創造的に) 対応する (Being Proactive)
本人の選好に誠実である (Staying True to Preferences)
弊害を最小化する (Minimising Harm)

【現場実践のための4条件】
協働する (Working Together)
背景条件を考慮する (Taking Account of Context)
計画を立てる (Planning)
説明責任 (Accountability)

なお演習効果を上げる日本側の修正として、何点かの手続き上の工夫を加えている。主なものとしては、事例シナリオを日本文化・事情に合わせて作成したこと、事前にシート記入を行い自己の経験を振り返ってもらったこと、4要素の学習を繰り返し確認するために2×2の表を開発して事例ごとに記入と話し合いを行ったこと、現場での適用例を各自で作成し検討したこと、などである。

研修は2組織を対象として2022年10月～2月に実施した。いずれの研修においても、研修実施前と実施後にリスクに関する認識と態度を問う調査を行った。研修受講生は合計40名であり、事前調査は36名、事後調査については23名が回答した。

以下に結果の一部を示す。【表】はリスクのイメージについて研修前後の自由記述を比較したものである。研修前にはネガティブな結果をもたらす事項として、事故や損失、あるいはその予防などに言及する記述が多かった。研修後の調査では、中立的な把握あるいはポジティブ・ネガティブ両側面の視点があることへの言及が増え、場合によってはチャレンジや可能性としてとらえることのできる記述も増えていた。また何かを行うことによるリスクだけでなく、やらない(手控える)ことによるリスクについても記述があることは、研修による新しい視点の獲得であると考えられた。

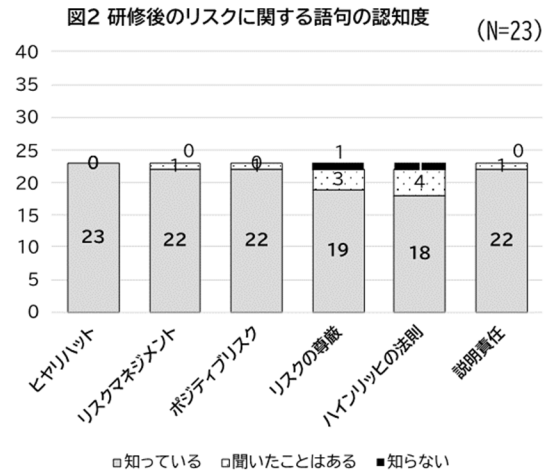
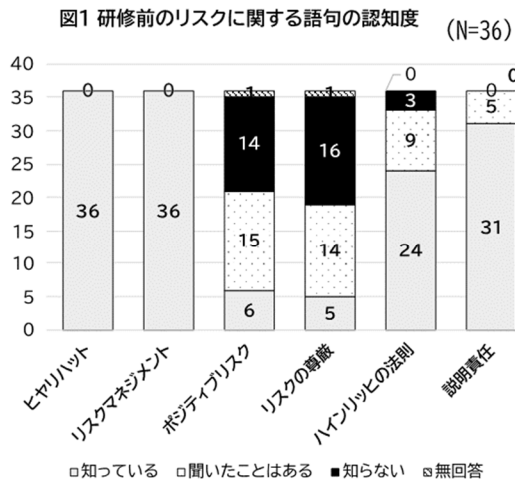
表 リスクのイメージ

	事前調査	事後調査
事故になる可能性とそれを避けるための対応	支援等の事故の可能性 交通事故の可能性 乳幼児の養育中の事故の可能性 アクシデントに陥る可能性 予防すること 特性等を踏まえた事前対応・準備 危険	リスク・危険の回避 特性等を踏まえた事前対応・準備
危害・損害	アクシデント・よくないこと インシデント 身体的、経済的・精神的なダメージ・危害・被害 損失・損害・不利益 相手側の不注意による交通事故 他者の生命を脅かす行動	健康、経済的ダメージ 行動による損失・損害 他者にとっての迷惑になる行動 怪我
ネガティブな結果をもたらす行動	マイナスのイメージ 後ろ向きな取り組み マイナスの出来事が起こりうる行動 取り返しがつかないこと 人生を棒に振る	マイナス
ネガティブ・ポジティブ双方の観点	メリットがあるが失敗するとダメージが大きい	ネガティブリスク・ポジティブリスクを考えた対応が必要 やるリスク・やらないリスク ネガティブリスクのイメージは強いが本質的な意味理解は変化した 危険→可能性
ポジティブなイメージ	リターンが大きい	
挑戦	挑戦	チャレンジ 自分の殻を壊すために乗り越える必要があるもの 機会の損失・利用者の新しい経験の機会の縮小
いつもあるリスク	日常の支援	生きる 起こったことで誰かが責任を負う リスクは何かを行うことで起こる

注：参加者が記載した内容について、その意味内容ごとに分類した結果である。

【図1・2】は、関連語句について認知度を調べたものである。リスクマネジメントなどで用いられる語とともに、リスクイネイブルメントにおいて言及される語句（ポジティブリスク、リスクの尊厳、説明責任）についても調査対象とした。

研修前には「ヒヤリハット」「リスクマネジメント」についてはすべての回答者が「知っている」と答えているいっぽうで、「ポジティブリスク」「リスクの尊厳」については「知らない」「聞いたことはある」と答える割合が大きく、両者を合わせると8割程度であった。研修後になると、「ポジティブリスク」「リスクの尊厳」についての認知度は高まり、ほぼ全員が「知っている」と答えている。これらは研修における中心概念であったことから、習得すべき事項としては期待しかなう変化であったといえる。



調査では、主要4要素や現場実践のための4条件についても、その必要度の認識を質問した。各項目（4要素、4条件）を表現する文章について、「必要性が低い」を1、「必要性が高い」を6として6件法のリッカート尺度により尋ねた。すなわち数字が大きいほど必要性が高いと認識していることを示す。なお質問文としては、一部の表現に変更があった。研修前に回答できないことを避けるためと、直接的な表現に導かれた回答ではなく、意味内容の認識を確認することがその理由であった。また「本人に「なぜそれをしたいのか」という理由を丁寧に聞くこと」「ヒヤリハット報告（インシデントレポート）を書くこと」などの項目も加えたうえで、全11項目としたうえで、各項目の提示順をランダムに提示した。

基本的には、いずれの項目もその必要度の認識は上昇していたが、その上昇幅には差が見られた。研修後に必要度認識が大きく上昇したのは、「先ずポジティブに応答する」であり、最も必要性の高い6の回答者が研修前31%から研修後70%へと変化した。その理由として「前向きに反応はするべきだと以前からわかってはいたが、研修を受けより一層努めていきたいと思うようになった」との回答も書かれていた。次に大きかったのは「弊害を最小化する」（同じく22%から43%）であり、は「するにせよ、しないにせよリスクは存在してそれぞれ弊害もあるので、考えうる弊害を減らすことは必要である。」と本人の選好に誠実に活動を行った場合、あるいは行わなかった場合のポジティブリスク、ネガティブリスクを考慮し、弊害を減らせるようにする必要性を認識している受講生もいた。

いっぽうで上昇幅の小さかったのは、「支援に必要な事前の環境整備を行うこと」（50%から57%）であり、「考えうる必要な策を整備することは当然必要だと考えます。」といった肯定的な意見が大半を占めたが、一方で「必要だがやり過ぎると本人の可能性を摘んでしまう」との回答もあり、本人側への顧慮と関連付けているコメントも見られた。

これらについてはさらに調査を続けるとともに、分析を進めていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 名川勝	4. 巻 763
2. 論文標題 「おもいを聴く」ための考え方と方法について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 さぼーと	6. 最初と最後の頁 17-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木口 恵美子、名川 勝、櫻井 幸男	4. 巻 33
2. 論文標題 オーストラリアの後見制度と全国障害者保険制度 - ヴィクトリア州とニューサウスウェールズ州の意思決定支援に着目して -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 オーストラリア研究	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 名川 勝	4. 巻 16
2. 論文標題 日常生活における意思決定とその支援	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 成年後見法研究	6. 最初と最後の頁 31-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木口恵美子	4. 巻 755
2. 論文標題 知的障害のある人たちの意思決定支援について今日の動向とその課題 ~ リスクの視点から ~	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 さぼーと	6. 最初と最後の頁 39-45
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 名川勝	4. 巻 16
2. 論文標題 日常生活における意思決定とその支援	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 成年後見法研究	6. 最初と最後の頁 31-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 名川勝・延原稚枝・水島俊彦・本間奈美・於保真理
2. 発表標題 意思決定支援ツール「トーキングマット」記録用紙の開発
3. 学会等名 日本特殊教育学会第59回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 名川勝・延原稚枝
2. 発表標題 障害者・高齢者支援におけるPositive Risk Takingの意義と特徴
3. 学会等名 日本発達障害学会第55回研究大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 名川勝
2. 発表標題 意思決定の支援からみた「願い」の形成
3. 学会等名 日本特殊教育学会第57回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 名川 勝
2. 発表標題 知的障害者のセクシュアリティと地域生活 - 支援観点からの検討 -
3. 学会等名 日本障害法学会第4回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 名川勝
2. 発表標題 日常生活における意思決定とその支援
3. 学会等名 日本成年後見法学会第15回学術大会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 名川勝
2. 発表標題 豪州ビクトリア州における意思決定支援を促進する諸役割 - plan nominee, supportive attorneyなどの混在 -
3. 学会等名 日本社会福祉学会第66回秋季大会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 名川勝	4. 発行年 2020年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 216
3. 書名 意思決定支援のツール開発（日本発達障害連盟編『発達障害白書2021年版』p.146）	

1. 著者名 監訳 名川勝・水島俊彦 訳 小杉弘子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 (一社)日本意思決定支援ネットワーク	5. 総ページ数 48
3. 書名 Talking Mats コミュニケーションを深めるツール 第3版	

1. 著者名 名川 勝、水島 俊彦、菊本 圭一、日本相談支援専門員協会	4. 発行年 2019年
2. 出版社 中央法規出版	5. 総ページ数 169
3. 書名 事例で学ぶ 福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	木口 恵美子 (Emiko Kiguchi) (50511325)	鶴見大学短期大学部・保育科・准教授 (42723)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------